

# 了鳥取県公報

平成14年8月23日(金) 号外第122号

每週火:金曜日発行

目	次
	** *

規 告 示 

------ 公布された規則のあらまし ------

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 林業生産高度化資金のうち、被害森林整備資金を廃止することとした。(第11条、別表関係)
- 2 林業生産高度化資金に木材安定供給促進資金を加えるとともに、その貸付限度額等を定めることとした。 (別表関係)
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年8月23日

鳥取県知事 片 山

## 鳥取県規則第91号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対 応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。) が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が 存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する 移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。)を削る。

改 正 改 正 前

#### (事業の完了等)

第11条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸 付け後3月以内(福利厚生施設資金及び林業経営開始 資金にあっては6月以内、団地間伐促進資金、複層林 転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入 資金にあっては9月以内)に事業を完了しなければな らない。ただし、当該期間内に事業を完了することが 著しく困難なときは、知事の承認を受けてこれを延長 することができる。

## 2 略

#### 別表(第4条、第5条関係)

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
1 林業生産高度化資金(1)略	略	略	
(2)略 (3)略 (4) 木材安定供給促進資金 知事が定める基準に基づき、森林所有者等と、森林法(昭和26年表の7に規定する森林所有者等をいう。)が、理をして、場合に基づきをして、は深することをでいる立本をでは深するにより、はしたという。ことにより、はその組織する可体に対して、大材製造組織する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、	要する費用の 100分の80に相	略 略 5年以内	略略 1年以内
取得を行うのに必要な 資金 (5)~(8)略 2 新林業部門導入資金 知事が定める基準に基 づき、新たな林業部門の	略略	略 略	略

#### (事業の完了等)

第11条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸 付け後3月以内(福利厚生施設資金及び林業経営開始 資金にあっては6月以内、団地間伐促進資金、被害森 林整備資金、複層林転換促進資金、地域技術導入資金 及び新林業部門導入資金にあっては9月以内)に事業 を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事 業を完了することが著しく困難なときは、知事の承認 を受けてこれを延長することができる。

## 2 略

#### 別表(第4条、第5条関係)

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
1 林業生産高度化資金			
(1)略	略	略	
(2) 被害森林整備資金	<u>森林の整備の</u>	<u>5 年以内</u>	
<u>知事が定める基準に</u>			
基づき、病害虫、火災、	の整備を実施す		
気象上の原因による災	<u>るための作業路</u>		
害その他の災害により	の開設又は改良		
損害を受けた森林の整	<u>を含む。) に係</u>		
<u>備を行うための作業路</u>	る森林1ヘクター		
<u>を開設し、若しくは改</u>	<u>ルにつき120万</u>		
<u>良し、又は当該森林に</u>	巴		
おける被害木等の伐採、			
搬出若しくは防除を行			
うのに必要な資金			
<u>(3)</u> 略	略	略	略
<u>(4)</u> 略	略	略	略
( <b>F</b>	m.£z	m.£z	
(5)~(8)略	略	略	m.tz
	略	略	略
<ol> <li>新林業部門導入資金</li> <li>知事が定める基準に基</li> </ol>		"	_

3 及び 4 略	略	略	略	3及び4 略	略	略	略
				資金			
資金				くは設置するのに必要な			
くは設置するのに必要な				くは資材を購入し、若し			
くは資材を購入し、若し				し、又は機械、施設若し			
し、又は機械、施設若し				を開設し、若しくは改良			
を開設し、若しくは改良				要な調査を行い、作業路			
要な調査を行い、作業路				において、当該経営に必			
において、当該経営に必				に該当する場合に限る。)			
該当する場合に限る。)				いて主伐を行う森林施業			
て主伐を行う森林施業に				た林齢を超える林齢にお			
林齢を超える林齢におい				標準伐期齢に15年を加え			
準伐期齢に15年を加えた				10条の5第2項第2号の			
条の5第2項第2号の標				<u>和26年法律第249号)</u> 第			
施業の方法が森林法第10				施業の方法が森林法 <u>(昭</u>			
ては、その導入する森林				ては、その導入する森林			
林施業の方法の導入にあっ				林施業の方法の導入にあっ			
経営を開始する場合(森				経営を開始する場合(森			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資 金については、なお従前の例による。

告	示
•	

# 鳥取県告示第451号

林業改善資金貸付基準(昭和51年鳥取県告示第609号)の一部を次のように改正する。

平成14年 8 月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え る。

		约	Ţ	正	後						约		正	前		
第1 林業生産高度化資金 貸付貸 申請 は								第	[1 林]	業生産	高度	化資	金			
資金の 種類	貸	付	内	容	貸付けの相手	申請	貸付 決定 の時 期		資金の 種類	貸	付	内	容	貸付けの相手	申請	
1 団地間 代促 進金	略				個人である森 林所有者若体、 はその協業体、 素材生産業者 (法人にあって は、資本の額又 は出資の総額が		_		1 団 地間 伐促 進 金	略				個人である森 林所有者若しく はその協業体、 素材生産業者 (法人にあって は、資本の額又 は出資の総額が	略	略

4	平成14年8月23日	金曜日	<u></u>	取	県	公	報 (号外)第122号
	平成14年 8 月23日	金 1,の使の下。素組森森経(出1,の使の下以林事村む地一曜 00も用数の以材織林林営資資ののすがも下生す組組を本のののすがも同社を財)公事乃及る300にじ業団、むむ額総円び従り限)金事務の同産る合合営の総円び従り限)と行産若共務以常業人限。者体生森会又額以常業人限)という区し団組収に、者体生森会又額以常業人限)という区して関組をする。の、産林社はが下時者以る。造林町含はの		取	県 ====================================	害和	報 (号外)第122号 1,000万公司 1,000万万公司 1,00万万公司 1
	<u>2</u> 略					<u>3</u> B	集材機、トラクタ、 林内作業車、運搬

業受 委託 促進 資金	(1) 実森必をの料費)にいて施業託な 視状に地のすとの料費にいても素明を担当ののでは、	林所有者若しくはその協業体、生産森林経営を対会社	、 <b>8</b> 月又 は12	、 <b>9</b> 月又	業受 委託 促金	、実森必をの料費 2 等況基か施るし委が林雯は多の用)にのこと覚した話	西林を羽繞り目 こりずら 第句にたさをな路に支 継よ把くのの言立にれ対論しに払 続る握専委実等なほ	ていない 象として 業の実施		、 <b>8</b> 月又 は12	、 <b>9</b> 月又
定給進金	者団造とのめ5で取さ材規(立限にを産て結立めがをせ行のに又体業の供(年あ決れ製模1方る限締を、に木に権してうに必えく以等にに間内、に木業見当-)。しう該立をうにい率とるでの下」お関がでか基材者合たトでいて場取ち確立基る的が、設備木いてる年る、き量のアリルあ下木合いでは、は、おりが経たのより、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	林での者森業業業団生森会又行産若共務所あ委、林体者者体産林社はう区し団組有る託個所、、の、森経、造市をく体合者森を人有素素組森組を林事付さはの、林宮で者材総組結と林事付さけのの生生すは合営公業(む方部は	、月は月	、月は月9又1							
5 技( 術導 入金	( <b>1</b> )~(13)略	個年で業そる合合合むは個生で業そる合合合むで者協ある、お体生森、社会を表するので、会会会を表するので、会会会を表するので、な会会を表するので、対人産はす組組連営のので、対人産はす組組連営の	略	略	5 技得	(1)~	·(13)	略	林は個生で業そる合合合む 個所そ人産あ者れ団、、会会で者協ある、語を生森、社で者ので業る、ら体生森、社をがある。 大き 一般 大き のいます はいい はいい はい は	略	略

平成14年8月23日 金曜日 鳥取県公報 (号外)第122号 額又は出資の総 又は造林事業を 額が1,000万円 行う市町村(財 以下のもの及び 産区を含む。) 常時使用する従 若しくは地方公 業者の数が300 共団体の一部事 人以下のものに 務組合 限る。以下同じ。) 造林公社又は造 林事業を行う市 町村(財産区を

> 含む。) 若しく は地方公共団体 の一部事務組合

6~8 略

6~8 略